

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 条例制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）により、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度（こども誰でも通園制度：児童福祉法においては「乳児等通園支援事業」）が導入されます。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準をもとに市町村が条例を定め、その基準に適合する者に対して認可をする必要があります。

本市では、令和 6 年度よりこども誰でも通園制度試行的事業を実施しており、令和 7 年度も継続して本事業を実施する予定であることから、「宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定します。

2 乳児等通園支援事業の概要

利用対象者	0 歳 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に通っていないこども
対象者の認定	居住する市町村による認定 ※利用者からの申請が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用
利用料	こども 1 人につき 1 時間 3 0 0 円程度（事業所が徴収）
利用方法等	事業所との直接契約 ※利用にあたっては、国予約システムを活用することを基本とする
実施場所	保育所、認定こども園、幼稚園等



3 条例について

(1) 条例で定める基準の類型

条例で定める基準は、児童福祉法第34条の16第2項に基づき、次の2つに分類されます。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

(2) 条例で定める基準の事項

従うべき基準	参酌すべき基準
安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の防止、食事、秘密保持等、乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員の基準、乳児等通園支援の内容	最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業者の一般原則、乳児等通園支援事業者と非常災害、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準、衛生管理等、乳児等通園支援事業所内部の規程、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、苦情への対応、設備の基準、保護者との連絡、電磁的記録

(3) 条例の考え方

条例の制定においては、実情に応じて国と異なる基準とする合理的な理由はないことから、次に掲げる独自規定に係る部分を除き、国の基準と同内容とすることとします。

●独自基準

項目	内容	市独自基準とする理由
暴力団排除	乳児等通園支援事業者が宇治市暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求める	暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため

(4) 施行日

令和7年4月1日施行